

■ 第5回 新潟市地域福祉計画策定・推進委員会

日時：平成26年11月27日（木）午前10時から

場所：新潟市役所本館6階 執行部控室

（事務局）

皆さま、おはようございます。

予定の時間より若干早い時間でございますが、皆さまおそろいということで、本日はご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、事務局から一言、ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（事務局）

おはようございます。福祉総務課長の外山です。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

5月8日の第4回以来、だいぶ日がたちましたけれども、本日、第5回ということで、今後、作業を進めていくパブリックコメントに先立ちまして、皆さまから今までご審議いただいたものについてまとめましたので、ご報告させていただくとともに、また意見を伺いながらパブリックコメントの最終案を完成させて、このパブリックコメントに臨みたいということで、今回お集まりいただきました。

あと、本日は資料として事前に計画の素案を送付させていただきましたが、当初、春先にお配りした内容とも若干変わっておりますので、そうしたことも含めて説明させていただきながら、今ほど言いましたように、意見をいただいた中で修正すべきものは修正しながらパブリックコメントに臨みたいと思っておりますので、本日、よろしくお願いいたします。

（事務局）

議事に入ります前に、委員の交代につきましてご報告させていただきます。

事前に送付いたしました資料の2枚目、委員名簿をご覧くださいと思います。上から5人目の方のお名前ですが、地域包括支援センター木戸・大形の管理者として新たに小栗宗春さまから委員をお引き受けいただいております。これは、前任者の川崎委員が異動の関係で現職を離れられたということで交代となったものでございます。ただし、小栗委員からは、本日、ご都合により欠席という連絡をいただいております。また、本日は、関谷委員からもご欠席のご連絡をいただいております。

なお、本日の資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、本日、追加

で机上に配付させていただいたものがございます。A4とA3それぞれ1枚ずつでございます。A4の縦のものは、事前に送付いたしました計画の全体案の冊子のうち6ページのイメージ図の差し替えでございます。A3のものは、冊子の16ページに出てまいります各区の計画の補足説明資料でございます。内容につきましては、いずれも説明の中で触れさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今までのところ、資料等に不足等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、議事をお願いしたいと思います。丸田委員長、よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

それでは、皆さま、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、新潟市地域福祉計画の全体案についてであります。この全体案については、まず、事務局から説明をいただきまして、その後、各委員からご意見をいただきたいと思っております。

では、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、私の方からお配りしてある地域福祉計画の全体について説明させていただきます。

はじめに、冊子をご覧いただきたいと思うのですけれども、まず、1枚めくっていただきますと、表紙の裏に目次が入っております。春にお配りしたものについては、序章の「地域福祉について」という項目はございませんでした。これについては、地域福祉の概念について、まずはじめに定義をさせていただいて、理解をいただきたいということで加えさせていただいたものでございます。

次に、第1章が計画の概要ということで、3ページから8ページということで、計画策定の趣旨、位置づけ、計画の期間、これまでの各区の計画等を載せております。

次の第2章につきましては、これまで皆様方に審議していただいた市計画の基本理念・目標を掲載しております。1に基本理念、2に基本目標ということで掲載させていただいております。

この基本理念・基本目標を踏まえまして第3章に、目次では各区の地域福祉計画というものが1番から8番まで載っております。ただ、今回、日程等の都合で詳細を載せることができませんでしたので、今回、A3のものをお配りしておりますので、ここで各区の概要を説明させていただきたいと考えております。

次に、第4章として、地域福祉推進に関する事業を紹介しております。地域福祉に関して現在、全市的に展開している事業、ここに6事業紹介しているというところでございます。

最後になりますが、資料編として33ページ以降に、本計画の策定経過、それから委員名簿、

アンケートの調査結果等を載せて、以上が市全体の地域福祉計画という形での構成を考えているところでございます。計画の内容については、担当の方から詳細について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

各章ごとの内容につきまして、説明させていただきます。

まず、序章でございます。「地域福祉について」と書いてある右側のページをおめくりいただきますと、1として「地域福祉とは？」がございます。下の点線で囲った部分に社会福祉法の第4条を載せてありますけれども、最後の行に「地域福祉の推進」という言葉がございます。この言葉は、「住み慣れた地域の中で、いきいきとした生活を送れる社会の実現」と考えられております。その実現のために「自助・共助・公助」の三つの助、中でも最も重要な「共助」を理解していただきたいということで、この地域福祉計画の最初に掲載させていただきました。

「自助」、これは住民ひとりひとりがいきいきとした生活を送れるように努力すること、「共助」、住民同士で豊かな地域づくりや生活の支え合いに協力していくこと、「公助」、これは法律や制度に基づき行政機関が課題の解決を図っていくということでございます。

基本的な福祉のニーズに対しては、法律ですとか制度に基づいた公的な福祉サービス、これで対応していくというのが原則でございますが、地域福祉の考え方においては、まずは「自助」、最も大切な「共助」、それと行政でなければ解決が困難な問題については「公助」、こちらで補完していくということになってまいります。

その下には、地域福祉のイメージ図も掲載させていただいております。

次に、右側のページに第1章として「計画の概要」でございます。おめくりいただきまして、計画策定の趣旨でございますが、少子高齢化、一人暮らし高齢者の増加や価値観・生活様式の多様化に加えまして、地域社会での人間関係の希薄化によりまして孤独死や子育て不安等々の様々な社会問題が生じてきているなか、住み慣れた地域で誰もが自分らしく充実した生活を安心して送れるような地域づくりが求められているということでございます。

このために、序章にありました「三助」のうち、「共助」の力で地域における福祉課題に取り組み、お互いに助け合う関係やその仕組みづくりをしていく必要があると考えており、国もこうした仕組みづくりのため、すべての市町村に地域福祉計画の策定を求めているというところでございます。ここまでで、地域福祉計画そのものの必要性を説明しております。

次の文章で、新潟市は地域の実情を十分にくみ取って計画を策定するために、地域福祉計画・地域福祉活動計画を各区ごとに策定してきましたということの説明で、その次で、これにより、地域による支え合いが進んでいる状況があるということ、そして、この全市版の新潟市地域福祉計画をこのたびの各区の計画の見直しにあわせて、各区の計画を統括する計画として

策定して、より一層の地域福祉推進に取り組んでいくことを記載しております。

次に、右側のページ、計画の位置づけのうち（１）計画の根拠ですけれども、その下の囲みのところにございますが、社会福祉法第 107 条で規定されていて、これに基づいて、その下の囲みですが、厚生労働省からもこれに基づいて通知が出ているということで、それぞれこの点線で囲んだ部分で紹介させていただいております。

おめくりいただきまして、（２）他計画との関係ですが、このページにつきましては、本日、追加でお配りさせていただきました資料、左上に「差替」と四角で囲んである A 4 縦の資料をご覧ください。文章は変わらないのですけれども、イメージ図が変わっております。

まず、上の文章の説明でございますが、地域福祉計画は、地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものですが、高齢・障がい・子育てなどの福祉分野に共通する理念、方針、地域の取組の推進方法を明示するということが、また、地域福祉計画で福祉分野と他の関連する計画や施策を横断的に定めることで、地域住民の生活に関連する分野の施策を総合的に推進する役割を果たしていくことを記載しております。

なお書きとして、広い新潟市の中で各地域ごとに実情が異なるために、住民にとってより身近な区ごとに計画を策定してきたのですけれども、このたび、各区の計画に加えて各区計画を統括する計画を策定するということが記載されています。

それで、イメージ図ですけれども、新潟市総合計画とこの新潟市地域福祉計画、また新潟市地域福祉計画と各区の地域福祉計画、各区の地域福祉計画と福祉関係各分野別の計画を表しています。

ここで、前の冊子の図をご覧になっていただきますと、文字としては一番上に新潟市総合計画があって、その下に新潟市地域福祉計画、その下に各区の計画、その下にぶら下がる形で福祉分野の計画があるように見えまして、文字数の関係で幅もありまして、まるでピラミッド型のような上位下位の関係に見えるのではないかという意見が私どもの内部的に出てまいりまして、それで一番下の※印「位置によって、計画の上位・下位を示すものではありません」と付け加えさせていただきましたけれども、やはりイメージ図そのものを直した方がよいだろうということになりましたので、本日、差し替えとしてお配りさせていただきました。

差し替え後のイメージ図の方を再びご覧いただければと思いますが、すべての新潟市の計画は総合計画の中に入っているということを前提にしまして、上位・下位ということではなく、それぞれの計画が輪でつながるような形に変えさせていただきました。また、各区の地域福祉計画を統括する形で新潟市地域福祉計画があるということで、各区の計画の上に乗っけてある形でございます。地域福祉活動計画については、右側のページのイメージ図との関係もありますので、この図からは外させていただいたものでございます。

右側のページ、(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係ですが、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて策定する民間の活動・行動計画であって、地域福祉計画と地域福祉活動計画とで地域福祉の推進を目的として、お互いを補強・補完し合う関係にあり、現行計画と同様に各区ごとにこれを一体で策定するということを記載しております。この図は、春の時点のものと変わりません。

ちなみにですが、これはあくまでも各区において一体的に作成するというものであって、この全市版の新潟市地域福祉計画、この冊子では地域福祉活動計画の要素は含まれていない形になりますので、補足させていただきます。

それで、3「計画の期間」、7ページの下の方ですが、計画の期間ですけれども、現行の各区の計画が平成21年度から26年度の6年間、今回策定する新潟市地域福祉計画も6年間、各区の計画も6年間、平成27年度から32年度までということで図に表しております。

次のページですけれども、4番としまして、見開きで現行の各区地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画名称、基本理念、基本目標を紹介しております。これは次の章に出てまいります、新潟市地域福祉計画の基本理念・基本目標につながるものとして紹介させていただいています。

右側のページの下に図を入れさせていただきましたが、これまでの6年間では左側のところ、各区それぞれの八つの計画があり、八つの区の計画があって、その上のところに点線で囲って「全市計画は未策定」というところに矢印で、右側をご覧になっていただきますと、このたびの計画の見直しにより平成27年度から32年度までの6年間では、各区の八つの計画を統括するものとして、上の矢印にいきますが、全区の計画を統括ということでございますが、この新潟市地域福祉計画が新たにできるということ、また、一番右ですけれども、地域福祉の実践は各区において行うということを示しております。

おめくりいただきますと、右側のページ、第2章として「市計画の基本理念・目標」とございます。さらにおめくりいただきまして、最初の説明文でございますが、市計画は基本理念・基本目標などの大きな部分を、各区の計画では基本理念・基本目標のほか、地域の実情を反映した具体的な目標・施策を盛り込むとしております。この章が、春にこの委員会で活発にご議論いただいた部分でございます。委員の皆さまには、ここで改めて感謝申し上げたいと思いません。

基本理念ですが、「みんなで創ろう だれもが心豊かに暮らせる福祉の都市（まち）にいがた」でございます。こちらに記載のとおりですが、新潟市に昔から住んでいる方も、最近、新潟市民になった方も、未来の新潟市民も、年齢や障がいの有無にかかわらず、「だれも」が安心して「心豊かに暮らせる」ような価値を持った福祉のまち、漢字で「都市」と書いて「まち」と読んでいただきたいと思います。福祉のまち「にいがた」を市民・地域の団体・行政・関

係機関を含む「みんな」の力で創造していくという考え方を表現しているものでございます。

基本目標1にまいります。基本目標1は「私たちが支えあい、助けあう地域づくり」でございます。序章の中で触れさせていただきました自助・共助・公助の三つの「助」のうち最も大切な「共助」の部分をここで主に記載しています。行政だけでは解決できない福祉課題が増えてきているなか、その地域に住む「私たち」市民が主体となって課題解決を図るため、積極的に支えあい・助け合いに取り組んでいこう、また、取り組む地域をつくりあげていこうというものです。なお、主語の「私たち」は、基本理念で使っています「みんな」あるいは「だれも」よりも、市民の主体性を強調しているというものでございます。

基本目標2は、「安心・安全に暮らせる地域づくり」でございます。災害対策に限らず毎日をより安心・安全に暮らしていくために、不安をより少なくする、そのための仕組みづくりが必要であり、そのためには市民・地域・行政・関係団体が連携して、安心・安全のための仕組みづくりに取り組んでいこう、また、取り組む地域をつくりあげていこうというものです。

右のページに移りまして、基本目標3は、「健やかでいきいきと暮らせる地域づくり」でございます。すべての方が毎日をより「健やか」に、必要なときには医療・介護サービスを利用するにしても、「いきいきと」暮らせるようにするため、地域福祉としてもこれに取り組んでいこう、また、取り組む「地域」をつくりあげていこうというものです。

基本目標4は、「みんなで暮らしを支える情報の共有とネットワークづくり」です。最初の「みんな」は、基本理念の「みんな」と同じですけれども、当事者だけでなく「みんな」で課題解決のための情報がいつでも使えるように「情報を共有」して、人と人、制度と人、情報と人を結ぶためのネットワークと、その構成要素であります人材・組織を作る取り組みを進めていこうというものでございます。

最後に、点線の囲みがありますけれども、基本目標の1、2、3は文末が「地域づくり」で終わっています。ここでいう地域の意味について、単にエリアを指すのではなくて、地域の住民・環境・コミュニティ協議会や自治会などの組織を含む意味で用いていますということ、また、地域づくりといったときには、担い手や人材の育成を含む意味で用いているということの補足説明をしております。

それで、おめくりいただきますと、右側の第3章「各区地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要」でございます。この部分は、来月にこの新潟市地域福祉計画と並行してパブリックコメントを行いたいと私ども事務局としては考えている部分でございまして、申し訳ございませんが、各区ごとの計画を各区ごとにパブリックコメントすることによって変わってくることもございますので、ここでは掲載しておりません。

しかしながら、委員の皆さまには策定状況の概要はお聞きいただいた方がいいのではないかと

ということで、急遽、現時点の状況ということで、こちらのA3のペーパーをお配りさせていただきました。このペーパーについて説明させていただきます。

各区の地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定状況ということでございまして、表の上から北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区、西蒲区となっております。左の方から見ていきますと、計画の名称については西蒲区が一番シンプルな形、「西蒲区地域福祉計画・西蒲区地域福祉活動計画」、それで、中央区ではちょっとアレンジして「地域健康福祉計画」、「健康」という字が入っていると、秋葉区では「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に加えまして、計画期間を西暦で表現するような形となっております。東区・南区は、現行の計画と名称は変わりませんが、北区では現行計画の名称に加えまして、計画の開始年度を西暦で名称の最後に付すような形、西区では現行計画の名称の頭に「第2次」が付いた形となっております。江南区が盛りだくさんなのですけれども、現行計画の「江南区ふれあい・ささえあいプラン」の前後に「もっと地域でつながって！」という呼びかけと、この計画が何の計画なのか、江南区地域福祉計画・地域福祉活動計画ですというのを加えた形になっております。

基本理念・基本目標についてでございます。西区のところを見ていただきますと、全市版の計画と全く同じ文言ということで、基本理念・基本目標は区としても同じだということでございますが、それ以外の区では、基本理念は違う文言でございます。ちなみに、「暮らせる」という表現は、元々中央区と江南区の現行計画の基本理念にあったということなのですけれども、北区、東区、西蒲区、北区は1行目の一番右のところ、東区は3行目、それと西蒲区は2行目のところですが、「暮らせる」が入ってまいりました。江南区と秋葉区と南区では、現行計画と全く同じ基本理念を次期計画にも掲げていくということなのですけれども、それ以外の区では、全市計画の基本理念の要素を何らか取り入れたものとなっております。

基本目標ですが、南区のところだけ数字が振っておりませんが、南区以外ではそれぞれ四つから五つを掲げています。「地域づくり」というような表現ですとか、「支えあい、助け合う」という表現を取り入れた区が増えたのかなというところと、西区については全市計画と全く同じ文言でございますが、これと西蒲区を見比べていただきますと、西蒲区は基本目標の1から3は、「地域づくり」に代えて現行計画の「まちづくり」、西蒲区の現行計画では「まちづくり」で終わってしまっていたので、ここを「まちづくり」に変えて、全市版の基本目標をそのまま活かしたという形になっております。4番はちょっと違う形になりましたけれども。

それぞれ全市版のこの基本理念・基本目標、この委員会でご議論いただきました基本理念・基本目標を踏まえて、各区計画の策定委員会でお考えいただいた結果、このような形になってきたものと考えております。

また、各区の計画での主な取組、一番右の半分でございますが、基本目標別の取組と地区別

の取組の2本立てになっているというところが多数派でございます。

南区では基本目標、南区の基本目標のところをご覧になっていただきますと、独特なつくりになっていまして、基本理念が文章になっていて基本目標が一つ、それに加えて分野別の目標が四つある形になっているということでございます。それを受けて右側の主な取組ですが、この分野別の目標を受けて、分野別の目標設定を行っているというところでございます。

また、江南区では3本立てになっております。江南区では、テーマ別というような表現になりますけれども、テーマ別の座談会を開催して、テーマ別の目標とそれぞれ三つの方針や具体的な取組を設定しているというところでございます。

南区以外の七つの区では、基本目標にぶら下がる形で基本目標別の取組を掲載する形となっておりますが、地区別の取組については、全ての区の計画に載ってくるということになっております。中央区と南区では、こちらの地区別の計画について地域福祉活動計画というふうに明確に位置づけていくということもございまして、地区社会福祉協議会ごとに、その他の六つの区では地域コミュニティ協議会ごとという違いはありますが、それぞれの地域で座談会なり懇談会なりを開催しまして、地区ごとの計画が策定されているという状況でございます。

各区の計画につきましては、各区の策定委員会において議論されるものですので、今、この場でその各区の計画そのものに対するご意見をお受けすることはできないのですが、各区のパブリックコメントが全市版の計画と同時に来月、来月下旬になるかなというところですが、始まる予定でございますので、ご意見がございましたら、そちらでお寄せいただければと思います。

パブリックコメントが終わったあと、次回のこの委員会でお示しさせていただきます予定では、この全市版の新潟市地域福祉計画の冊子の最終欄には、8区の計画概要が入ってまいります。市全体計画の基本理念・基本目標は、各区の計画において具体化されていくということになります。冊子の方にお戻りいただきまして、15ページをめくって裏側に、とりあえず枠だけ入っております。これは各区それぞれ1ページにするか、2ページにするかというのは変わってくるかもしれないのですが、これが8区分8ページ、あるいは2ページずつにした場合は16ページ入ってくるという予定でございます。本日は同じペーパーが8枚入ってございます。

25ページですが、第4章「地域福祉推進に関する事業紹介」でございます。こちらの章では、写真や図も用いながら、地域福祉に関する取組をイメージしていただけるように、新潟市としての代表的な取組を記載しております。

おめくりいただきますと、26ページでは「コミュニティソーシャルワーカーの配置」、右のページには「高齢者等あんしん見守り活動事業」、写真や図も入っております。事業の目的、

取組内容を記載しております。

さらにおめくりいただきますと、「民生委員・児童委員活動への支援」、右側には「地域交流活動助成事業」、聞き慣れないかもしれませんが、いわゆる「地域の茶の間」でございます。こちらを記載してあります。

さらにおめくりいただきますと、「地域福祉コーディネーター育成事業」、右側の 31 ページには、地域包括ケアの取組であります「高齢者を地域で支えるモデル事業」を記載しております。ここまでの、この新潟市地域福祉計画の本編でございます。

ここから後が資料編になります。計画の策定経過、委員名簿と、ページ数が多くなってしまうのですが、アンケート調査結果の抜粋、それと統計データを掲載いたします。

おめくりいただきますと、計画の策定経過を記載してあります。3月27日に第1回、4月7日に第2回、4月28日に第3回、5月8日に第4回とこの委員会を開催させていただきました。また、8月27日には、新潟市の社会福祉審議会でも基本理念・基本目標について報告しております。次に11月27日、本日が第5回でございます。ここから先の網掛け部分については、今後実施予定ということでございまして、来月の中旬に市議会の市民厚生常任委員協議会で、この新潟市地域福祉計画と八つの区の計画について、パブリックコメントを実施することを報告したいと事務局としては考えています。

それで、その次の12月20日過ぎ頃から30日間のパブリックコメント、市民意見提出手続きを実施したいと考えています。こちらは八つの区の計画と並行する形で実施したいと考えています。

パブリックコメントで市民の方から提出されたご意見によりまして、必要によって修正を行いまして、来年の1月あるいは2月に入ってしまうかもしれませんが、第6回のこの委員会を開催する予定です。こちらでパブリックコメントでのご意見を踏まえた最終案をご確認いただいたのちに、市内部で最終決定を行った結果、案が取れた形の計画の印刷・製本・公表へと進めてまいります。

右側ですが、委員名簿を記載いたします。

それと、ここから先のページですが、昨年実施しましたアンケート調査報告書の抜粋と統計データでございますが、だいぶページ数もございますので、説明につきましては、ここでは割愛させていただきます。

計画案全体の説明は、以上でございます。

(丸田委員長)

では、本来は全体構成から入ればいいのしょうけれども、全体構成は一番最後にさせていただいて、まず、序章からお気づきのところがありましたらご指摘をいただいで、修正意見が

ありましたら、修正意見というふうに述べていただければと思います。私の方でも若干ありますが、一番最後に発言させていただきます。いかがでしょうか。

(久住委員)

まず、地域福祉と地域福祉の推進というの是一緒なのですか。地域福祉の概念ということで、自助・共助・公助と、これが地域福祉の概念ということなののでしょうか。それとも、地域福祉の推進ということで、この点がある、まず、そこを質問したいと思います。

(丸田委員長)

そういう質問ですね。

(久住委員)

あと、社会福祉法でも地域福祉の推進ということで提示しておられたので、地域福祉そのものについては、これでいいのでしょうか。

(丸田委員長)

基本的ないい質問かと思いますが、いかがでしょうか。

(松原委員)

たしかに1行目、「地域福祉の概念は」と言いつつ、「地域福祉の推進」として定義というのは、日本語としておかしい。

(丸田委員長)

条文の見出しとしては「地域福祉の推進」になっているのですが、第4条で地域福祉の定義を規定しているわけではないので、さて、どうしましょうね。

(松原委員)

1行目を取ったらどうなりますか。第1文を取ってしまう。「地域福祉とは」というのが定義ですよ。

(丸田委員長)

そうですね。事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

これは、表現を文章として、まず表題が「地域福祉とは」ということになっておりますので、最初の説明で「地域福祉とは」云々ということで、あとは法令上の補足を入れるという、日本語の表現と。

(久住委員)

「地域福祉とは」というのは聞きたいのですね。

(事務局)

地域福祉とは何かというところですか。

(久住委員)

自助、共助、公助が地域福祉になるのかどうかとか。

(事務局)

この計画の中では、「住み慣れた地域の中で、いきいきとした生活を送れる社会の実現」ということで考えて。

(久住委員)

それは推進の話でしょう。

(事務局)

推進が実現していくためにその推進、実現のために、その推進のために。

(久住委員)

そこはいいのです、分かるのです。推進のためではなくて、地域福祉とはということが何なのかと、それはなくするということですか、今のは。

(丸田委員長)

条文の中で地域福祉の定義を規定していなかったのでしょうか。条文で規定していないとなると、社会福祉法の逐条解説からどう引用するかという議論があっているのですが。そこは、事務局の方で再度確認をしていただけますでしょうか。

(松原委員)

ちょっといいですか。第4条「地域福祉の推進」の中で、この「 」のように定義されているのではないのですか。この「住み慣れた地域の中で、生き生きとした生活を送れる社会の実現」というのは、どこからきているのでしょうか。

(丸田委員長)

これは事務局、いかがでしょうか、出典は、あるいは出処はどこなのか。

(事務局)

こちらについては、実は平成20年に各区ごとの地域福祉計画を策定する前に、新潟市の方で保健医療福祉計画という、さらに前の計画がございまして、そちらの中でこういったものが地域福祉だというふうなことで、ずっと前に新潟市の方で考えてきたものを引き継いでいるというものでございます。

(久住委員)

私が聞きたいのは、新潟市が考えている地域福祉というのは、これなのですかということですよ。自助・共助・公助を中心とした計画と。

(事務局)

地域福祉はここにありますように、この説明の概念の2行目に「地域福祉」とはとあります

が、要は「住み慣れた地域の中で、生き生きとした生活を送れる社会」、それを支えるものとしては①の自助・共助・公助、こういったものが変わってきますよというふうなことです。

(久住委員)

それが計画ということですか。

(事務局)

それが地域福祉の考え方であって、それを支えるものとして三つの助が。

(久住委員)

だから、それをこの計画の中に入れると、具体化すると、こういうことなのですか。

(事務局)

そうです。そういったものを目指していきましょうということです。

(久住委員)

では、私の意見ですが、その下に「基本的な社会福祉のニーズは」というのがありますね。公的な福祉サービスということがなければ、この三つだけでは地域福祉計画は成り立たないと思います。私が言いたいのは、そのことです。

(事務局)

これが言いたいのは、いろいろな見方があるわけですし、要するに広く大きく言えば、国民的目線であったり、市民的な目線であったりという部分から福祉というものをどういうふうにとらえるかということと、それから、地域でとらえるのか、もしくは一人ひとりでとらえるのかというような部分があって、大きな目線で見るときには、やはり公的制度の方が優先されるでしょうというような考え方になりましょうが、地域福祉とここにありますように、一人ひとりが住み慣れた地域で、いきいきと暮らすという部分の中には、まず自分の要求なり、そういったものをどういうふうを満たすかという部分の中に自助があると、さらに、それに足りない中では、やはり地域においてお互いに支えあうことが必要になりますでしょうと、さらに、もっと大きなものになってきたときには、やはり公的な制度というのがありますよと、要するに見る方向性の違いだと思うのです。どちらを優先されるか。先ほどアンケートの中に、共助は必要ないというような意見があった中でも、自分がきちんとやるのだからいいのだというような意見もありましたけれども、まさにそれが地域において自分が暮らしやすい環境を考える中では、そういった視点の方が出てくるのだと考えています。なので、自助がいるのか、公助がいらないのかということにはならないのだと考えています。

(久住委員)

私が言っているのは、そういうことではないのです。

(丸田委員長)

じゃあ、もう一度。

(久住委員)

必要ですけれども、見方ではなくて公的な部分もなければ、それが優先するとか、そういうことではなくて。

(事務局)

ですから、ここは三つのものを位置づけてあるというふうに我々は考えています。

(久住委員)

それが公的な部分もなければ、地域福祉はできないということが言いたいのです。

(事務局)

おっしゃられる部分は、私どもは主として公的な公助を放棄しているということではなくて。

(久住委員)

そういうことではない。

(事務局)

おっしゃる部分は、意味合いとしては、この三つどもえでやっていくということをご理解いただければと。

(久住委員)

別にだめだということではなくて、それもなければ、それが優先とか、そういうことではなくてと、そういう意見です。

(丸田委員長)

ほかに、意見はいかがでしょうか。

では、私の方から。実は総合計画の部会の中でも議論になりました。国は、互助という考え方を示しておりまして、共助に関してはあくまでも介護保険のように国民が保険料等を負担して、お互いで仕組みとして支えあっていくのを共助といい、小さな地域の中で住民自らが支え合う活動を互助と表現をしているのですが、総合計画では互助という概念は敢えて用いないということで決着をみました。この委員会においても、そういう考え方でいいのかということが1点と、それから2点目が、この地域福祉のイメージについては、新潟市独自のオリジナリティあるイメージなのか、どこかに出典があるイメージなのかの確認です。

といいますのは、理屈っぽくなってすみません。第4条と照らし合わせますと、地域住民は間違いなく絵の中にあります。それから、社会福祉に関する活動に関しては、NPOあるいはボランティア団体が、この社会福祉に関する活動を担う主体として解釈されているのですが、ボランティア団体がこの絵柄の中に出てきておりません。この辺をどう取り扱うか、総合計画ではボランティアが取り入れられましたので、その辺の整合性をどうするかということ。

それからもう一つ、社会福祉を目的とする事業を経営するものは、担い手として社会福祉法人を想定しておりますので、その社会福祉法人が絵柄の中に出てこないあたりをどういうふうにとらえればいいのか、理屈っぽい指摘になりまして恐縮ですが、いかがでしょうか。

(松原委員)

現在の図だと、行政、NPO、企業だけですが、自治会とか町内会とか、コミ協とかもあります。それが抜けているように思うのです。

(丸田委員長)

どうぞ先生、意見としてどう反映させるか。

(松原委員)

多分コミ協のいろいろなところの図で、そういうものはむしろNPOより重要なものとして記載していると思います。

(丸田委員長)

しかも新潟市は、地域の互助の仕組みを地域福祉の推進の大きな担い手として政策化しようとしていますので、新潟市としての独自性をどう表現するかということは大事な指摘かと思えますので。

(石橋委員)

互助というのは、計画の中では今回取り上げないということなのですが、支えあうという部分では隣近所とか、自治会を含めてコミュニティも含めてという部分が絵柄だと、個々の障がいには出ていますけれども、そういったものがイメージできないのかなど。地域で支えるという意味は、お隣近所も大事ですよ、細かく言えば。そういうのがイメージできるものでないので、特定の人たちだけというイメージにとらえがち。そうすると、上の共助・互助の部分がちょっと希薄になるのかなど、説得力がないのかなど。分かりづらいというのがちょっと心配です。

(事務局)

それで、今、自助・共助・互助・公助ということで四つの助というのがあり、地域包括ケアの考え方の中に出てきているというのと、それと従来からある自助・共助・公助三つの、三助という考え方があるというところがございますが、そのうちどちらが、もう三助が四助に変わったのだということでもなく、両論並び立っている状態の中で、私どもとしては互助が入ってきたものは、地域包括ケアの考え方の中で出てきたものであって、共助という部分が、いわゆる社会保険の関係とか、そういったものを表しているというところで、この地域福祉の考え方の説明をしていく中では、社会保険がどうのというふうなことを言っていきますと、ちょっと言いたいことがぶれるのかなというところがございます、三助の形でここでは説明をさせて

いただきたいというものでございます。

(事務局)

あと、関係団体、たしかにNPOとか企業だけでは薄いという話があります。確かにボランティアの皆さんの活動というのは、ほかの部分では確かに使っているイメージが結構ありますので、そういったものについては入れていきたいと思いますが、社会福祉法人についてどう考えるのかというのは、ここは難しいのかなと考えていますけれども、要するに同じように、たしかに地域活動というものはしておりますけれども、一応入れる方向では考えていきたいと思っておりますけれども。

(本村委員)

社会福祉法人ではなくて、社会福祉関係者というような、そうすると、企業の社会福祉事業主体もNPOとか、企業とか、社会福祉法人等、いろいろ事業主体がありますよね、この場合。そういう中で社会福祉関係の、ちょっと今ここで見たのは、私の社会福祉協議会ですみません。地域住民や社会福祉関係者、行政、NPO団体、ボランティアなどの参加というふうな文言で、そういう意味では社会福祉関係者というのは、ここにあってもいいかなと。それと、地域住民ですね。

(事務局)

そういう表現であれば、そういった形で。

(渡邊委員)

総合計画のときにも思ったのですけれども、絵柄にするというか、図にすることで特定されてしまうのです、逆に分かりにくくなると。だから、いらないのではないかと、極端ですけれども。そうしたら、自助・共助・公助というのをメインにしたいのであれば、それを円で表すとか、それを図にするならともかく、ここにいるこの方たちの職業、推測される職業も固定的ですし、それは時代の流れとともに職のあり方も変わっている、暮らしのあり方も変わってくる、非営利団体とか企業のあり方も変わってくるとしたら、これからスタートする何年間の経過の中で固定的なイメージの図を載せる必要がないのではないかなと思うのです。地域はもっと広く、いろいろなものを含んで私たちの暮らしがあるわけだから、それを全部図に盛り込むことは、私は難しいのではないかなと思うので、この図については載せるかどうかとか、もうちょっとイメージを漠然としたもの、もっといろいろなものを含んだもので載せるかということを検討されるといいのではないかなと思います。

(石橋委員)

構成メンバーということで、絵ではなくて、例えば地域住民とかボランティア団体とか、企業とか何とかという、そういう絵柄だともっと取り込みやすいのかなと。

(丸田委員長)

これは根拠があるのでしたっけ。

(事務局)

ここは新潟市だけのオリジナルというわけにもまいりませんので、基本的には国が示したのも、当然それを参考にしながら、各自治体で図表化するというのが一般的なやり方だと、ご指摘のありましたように、たしかに総合計画の審議会の中でも事務局の方で絵を示して、そこが去年ご議論になったというところもありましたので、確かに絵は非常に分かりやすいのですが、一方で、そういう特定の方がイメージされるというリスクもございますので、今ご指摘の部分も踏まえて、誤解のないような形で表現させていただきたいということで。

(丸田委員長)

大事なところですので、先ほどの文言の修正も含めてイメージを載せるか、載せないかも含めながら、事務局の方で検討を加えていただけますでしょうか。渡邊委員がおっしゃられたように、確かにイメージを示すことで、固定化されてしまうということとはとてもリスクが高いので、大変重要な意見だろうと受け止めております。

(三國委員)

私、公助の文言は非常に賛成であります。というのは、私、体験であります。自治会長を30年、連合会長、全部やりました。そのときは、地域福祉という話は地域にだけやるのだという話だったけれども、やはり公助のお力で今は啓もうといわないで啓発というような、啓発をやることによって地域がやる気になるわけです。長岡と比べて20年遅れています。私、40年前にやったのだけれども、保育園を開放したのです。保育園を開放する人はいません。衛生上、枠が決まっている、できない。開放しました。そこで、厨房を開放して地域に密着したのですが、それから始まったのです。分からないから、全部長岡へ聞きに行きました。新潟は遅れている。そういうのに限って中央から、今度は全部地域にやらせるように法令が変わってきました。私、全国介護連盟の新潟県本部でやっていますから、全部国会を通る前に分かるのです。そういうことになってくると、なおさらこの公助の新潟市がやる気があるということで載せたと思うので、大いにそれをやってもらいたいと思います。

(丸田委員長)

意見として承りました。

では、第1章をご覧ください、お気づきのことなり、それから修正意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

(本村委員)

ちょっと質問ですけれども、9ページの下の方で、中央区の太いのは何か枠組み、中央区が

中心になるのですか。

(事務局)

元原稿をカラーで作っておりましたが、まだこの本冊自体がどういう色で作るか決めておりませんで、これは区によって太いとか細いとか、そういうイメージがないように直します。すみません。

(丸田委員長)

ほかに、どうぞ。

(松原委員)

4 ページの中で、地域福祉と明確に定義していますね。第1段の「地域福祉とは序章で述べたとおり～いくことです」と。つまり定義というのは、何々ということですよということだと思いのです。前の方を見ると、という考え方があり云々とかいって定義になっていなくて、もしこれを使えるのだったら、また前の方にでも使ってもいいのかなと思います。

(丸田委員長)

法律上の考え方と、それから新潟市のオリジナリティの考え方を整理して、どういうふうに文言を表現すればいいのか。

(松原委員)

さっきのところとここが多分あった方がいいと思います。

(丸田委員長)

整合性をとった方がいいと思いますので、そこは事務局と相談をさせていただきます。

(渡邊委員)

アンケート調査結果の40 ページのところ、「地域福祉計画・地域福祉活動計画の認知状況」ということで、2割の人しか知らないという計画のアンケート結果を踏まえると、すごく分かりにくいと思うのです。6 ページと7 ページの地域福祉計画というのは行政が作るものなので、新潟市が作って。地域福祉活動計画というのは、民が作るものなのです。そのことが7 ページのこの図を見ても、区地域福祉計画、区地域福祉活動計画と書いてあれば、地域福祉活動計画は民がもっと自由な発想で作っている計画なのか、ちょっとそこを確認していないので教えていただきたいのですが、その辺の区分が分かるようにもう少し丁寧に書いていただかないと、ここは分からないのではないかと。市が作るものというイメージになりませんか。皆さん福祉関係の方なので、その辺は理解されているのだと思うのですけれども、地域福祉活動計画というのは、この冊子では確認できないわけですね。それはどこで確認したら、どんなふうになっているのだということが参考としてここに関係を入れるのであれば、この活動計画の内容としてここを参照してくださいとかというような説明がないと、関係性が分かりにくいので

はないかと思うのですけれども。

(事務局)

注釈を入れさせていただいて、ここでどこに記載しているとか、どこにいけばご覧いただけますとかというところで、これをご覧になった方が導けるような、もしくは参考として一筆入られるような形で。

(渡邊委員)

計画の期間も、新のところは各地域福祉計画と地域福祉活動計画が横並びで27からいきますよとなっていますよね。でも、福祉計画は市が作るものだし、地域福祉活動計画は民が作るものなのですよね。その辺なので、並列に並べられてしまうと、市が全部やっているようなイメージになりそうな気がするのですけれども。

(事務局)

今おっしゃるとおりだと思いますので、地域福祉活動計画というものをきちんと説明して、これは区の地域福祉計画と一体的に作られるものでして、区の社会福祉協議会と意見交換しながら一緒に冊子になるという、こういったことも併せて説明させていただきたいと思います。

(丸田委員長)

渡邊委員のおっしゃることはよく分かりました。

(事務局)

たしかに分かる人が見れば分かるような形になっていないという。

(丸田委員長)

一体的計画とはいうけれども、それぞれの主体性がありますし、それぞれに補完し合う要素もあるので、そういうところを明確にしたような説明が必要かと思います。

(渡邊委員)

そうですね。2割しか見てもらえないのであれば、より分かりやすくこれを策定する必要があるのではないかと思います。

(丸田委員長)

事務局と検討したいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

では、私の方から。6ページの他の計画との関係なのですけれども、2行目のところから「高齢者、障がい者、子ども等」という福祉分野の主要な分野が表記されているのですが、女性を取り巻く福祉問題は大変大きいです。そういう意味で、女性を取り巻く福祉問題をどう新潟市が認識しているかということも、おそらくパブリックコメントでも出てくるのではないかと思いますので、市のお考えをお聞かせいただいで、修正していただければありがたいというの

が私の意見です。

(事務局)

今言われた、確かに女性の福祉に関する部分については、子育ては女性の問題かということではないのですけれども、イメージ図のところに入るというふうな安易と言えば、安易な考え方の中で出ていますので、そこは表現を工夫させていただきます。

(丸田委員長)

では、7ページに関しては、若干修正をご検討いただけるということになりました。

8ページ、9ページをご覧ください、いかがでしょうか。先ほど中央区のところは修正をお願いいたしました。

松原先生、全体構成とも絡むのですが、これまで何年かかけて取り組んできた、各区の地域福祉計画、それから地域福祉活動計画の名称・理念・目標まではあるのですが、その結果、各区におけるこれまでの6年間の取組の評価と、そこから見えてくる課題が何かというところが、本来であれば、なければいけないのではないかと思うのですが、今回、敢えてそこが載っていないことについて、どう取り扱えばいいのか、ご意見がありましたら。

(松原委員)

難しいと思いますが、課題というのはあった方が報告書の切れ味がよくなりますよね。

(丸田委員長)

そうなんです。

(松原委員)

多分元のデータとしては持っているわけでしょう、各区の検討会では。

(丸田委員長)

ことになっています。

(松原委員)

ですよ。委員長のご提案でよろしいかと思えます。

確かにないと間が抜けたと言うと失礼なのですが、ぼんやりしたもので、課題だけでもざっくりありますと、課題あつての目標というのがあると思います。実績と言われると、きついつと思うのです。自己評価ですから。

(丸田委員長)

この時期に来て、実績なり、その評価ということになると、ちょっと難しいか。

(松原委員)

それを言い出すと、もう難しくて。

(本村委員)

6年間やってきた、そこから見えてきた課題のようなものというのを見せていただくと。

(松原委員)

各区によって、多分違うはずなのです。

(丸田委員長)

各区ごとの課題を取り上げるのがいいのか、各区に共通する全市的な課題を取り上げるのがいいのか、そこは議論があろうかとは思いますが、いかがでしょう。

(渡邊委員)

今の件で、各区は新たな計画を作るときに、実際どういうふうに取り組、取り組の数値目標なのか分かりませんが、何パーセントくらい達成できているとかということは全部把握されて、新しい計画なのでしょう。

(丸田委員長)

私からは、なかなか申し上げにくいところがあります。

(渡邊委員)

それは、新しい計画の中にのっかってくるのですか。

(事務局)

基本的には、そういったものが各区の計画の中で評価なり、あるいは今の課題というのがある、それも含めて各区の計画は今年度の目標なりが出てくるような形にそれぞれなっていくのだらうなというところでございます。

(本村委員)

今の質問につきまして、私、西区の方にかかわらせていただきました。策定の責任者として。おっしゃったとおり、立てた目標に対して、どれくらい課題に対して到達したかという検証は行っております。おそらくどこもやっていたらっしゃるか、西区はそれを行いました。行いましたけれども、その課題到達度の評価というのは難しいのですよね、福祉の場合は数値化できなかったりということで。でも、課題としては見えてきますので、その後についてそれをどういうふうを受けて作成されたかはちょっと分かりませんが、バトンを渡す前にはやりました。どこもやっていたらっしゃると。

(石橋委員)

新しい部門については各区計画を見直しして、全区の計画を統括して今回の福祉計画づくりになると、新潟市独自で全体の課題も含めて、それをまとめて統括して、新しい地域福祉計画づくりになっていくかと思うのですが、その新潟市の独自性をどこで工夫されて作られたというのが見えてこない、ただやっている事業を紹介しただけみたいなイメージ、パブリックコメントのときには、そういうイメージでとらえますよね。じゃあ、全区を見直しして統括した、

じゃあ、新しいものは何だというふうに説明ができるのかどうかという部分で、明示されていないと分からないのではないかと、イメージなのですけれども、すみません。

(丸田委員長)

これは、事務局からコメントをいただきたいと思います。

(事務局)

全市的な課題、今、お話がありましたけれども、基本的にはこの策定の趣旨といったところで、本来表現されている、それを明確に課題という項目でくくって出すかどうかということだろうと思うのですけれども、漠然とした表現ではありますけれども、課題としてこの策定の趣旨がとらえられていると考えているのですが、さらにそれを明確に課題として出すのだということであれば、工夫してみたいと思います。

区の課題等については、これは区と協議させていただきますけれども、今、第1章ということではなくて、やるのであれば、第3章の区の計画の概要を載せるところがありますので、そこで載せた方がいいのかなと思います。

(松原委員)

それから、多分共通の課題が多いのであれば、8区を統括して、こういうことについては8区共通でありますよと、その他、この区ではこういうのとやった方が、かえって見やすい。総括して課題を記載した方がいいと思います。

(丸田委員長)

ほかの委員の方、いかがでしょうか。今、議論の方向としては、新潟市の地域福祉を推進していくうえでの課題を何らかの形で取り出して、それをどこに座らせるかは事務局とのご相談になりますが、少なくとも市がどういう課題認識を持っているかというところを説明した方がいいのではないかという意見かと思いますが、事務局、大変でしょうか。

(事務局)

まず、工夫させていただきますが、一つは、区のものについては区と協議させていただいて、どういった形で載せるのか。先ほども話がありましたけれども、現在、新しい計画を策定する中で、当然そういったものを押さえた中で計画を作るというのが行われるものですので、この部分をこの中でどう表現するかというのを区と相談させていただきます。

(丸田委員長)

そうですね。ぜひ、そこはよろしく願いいたします。

(松原委員)

すみません、些末なことを言って。例えば5ページ目の上から2行目、「発出」とありますよね。言葉遣いのことで、気になります。あと、ところどころ気になるのは、「〇〇等」の「等」

が平仮名なのか、漢字なのか、「および」が平仮名か、漢字なのか。例えば4ページ目の4行目、「など」は平仮名ですけれども、ほかのところでは「子ども等」となっています、「および」とかも、文書の最近の標準というのがあると思うのです。「および」を漢字で書くルールもあるし、平仮名で書くルールもある。行政でも両方が多分あるのだと思うのです。法規関係は別のルールだと思います。その辺をちゃんと整理して統一した基準でやればと思います。

(丸田委員長)

そうですね。そこは新潟市のスタンダードな表記の仕方でもって統一をお願いしたいと思います。

あと、「発出」は確かに我々の言葉では使う言葉なのですが、そこは分かりやすい表現の方がいいのかもしれないので。

(石橋委員)

「世界に冠たる」というのは、いまどき使っていますか、若い人たちは分かりますか、用語。4ページ、福祉用語でよく使いますけれども、国とか世界に冠たるとか。

(丸田委員長)

形容詞ですね。

(石橋委員)

表現の仕方が昔の言い回しなのが。使いますけれども、一般的にどうなのかと。

(丸田委員長)

「世界に冠たる長寿国となる」、冠がもらえるようなという。

(石橋委員)

全体的にこういう用語があると、やっぱりちょっと遠のくかなみたいな、新潟市障がいの「がい」がひらがなのので、やっぱり用語的な使い方は国とかに準じないで、新潟市独自の用語づかいというか、言い回しにさせていただくと分かりやすいのかなと、「発出」もそうですけれども、素朴な。

(丸田委員長)

いったん承って、事務局でご検討いただきながら。

(松原委員)

冠たるというけれども、いろいろ問題を抱えながらの「冠たる」ですから、何か「冠たる」以外の言葉がいいのかもしれない。

(丸田委員長)

ちょっと違和感があるということですね。

(石橋委員)

ほかにもあるかと思いますが、そのあたりもう一回、用語をチェックしていただいて、分かりやすい言葉に置き換えるというやさしさという部分で。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

それでは、第2章に移ってよろしいでしょうか。12 ページ、13 ページをご覧ください。先ほど松原委員の方から、表現の仕方の問題提起がありました。改めてそれ以外でお気づきのことがありましたら。

(石橋委員)

勝手なことなのですが、13 ページの点線の囲みのところで、コミ協とか省略語を使うと、ほかのところでもしそういうのがあれば、きちんとしてあげた方がいいかもしれません。分からない人は分からないと思います。

(事務局)

使うのか、使わないのか、使うのであれば、定義付けをきちんとどこかに記載するような形で整理したいと思います。

(三國委員)

一般の人は分からない。

(松原委員)

あと、環境というのが分からないのです。

(丸田委員長)

分からないですね。最初に人が出てきて、次にコミ協や自治会のような地縁組織が出てきて、その前に環境とあるので、この環境とは何を指しているのかと。

(石橋委員)

生活環境とかいろいろあるから。

(事務局)

いわゆる新潟市の環境部の範疇ではなくて、生活環境とか。

(松原委員)

でも、「などの組織」とありますからね。

(事務局)

ここは表現を。

(丸田委員長)

ここら辺は大事なところですので。

(松原委員)

「などの組織および生活環境」のような意味でしょうか。

(丸田委員長)

そうですね。ここは修正をお願いしたいと思います。

あと、お気づきのところはありませんでしょうか。

(石橋委員)

囲みの「包含されている」というのは、こういう言葉も「含まれている」とか、やさしい言葉の方にしていただいた方が。すみません、細かくて。

(丸田委員長)

あと、基本目標の3のところなのですが、私がちょっと違和感を感じたのは、「健康な方もそうでない方も」まではいいのですが、「持病」という言葉はいいのですか、私はよく分からないのです、ここは素人で。健康目標の3のところ、「持病」と一般化した言葉で用いていいのかどうなのか。

(渡邊委員)

ここは「誰もが」でいいのではないですか。いろいろな状況があるのに、健康な方もそうでない方も、持病がある方もない方もと書く必要があるのですか、ありますか。

(三國委員)

持病というと、ちょっと問題だ。

(丸田委員長)

どうでしょう、そこは委員の皆さんの違和感のない表記にしたいものですから。

(石橋委員)

誰もがとか、何か。

(松原委員)

それと、「健康な方もそうでない方も」のところ、「そうでない方」は病がある方に入るわけでしょう。

(事務局)

そうだと思います。

(松原委員)

だから、「持病がある方もない方も」というのはいらないですよ。

(事務局)

たしか過去の議論の中に、この部分はなかったはずなのです。「健康な方も」ということだけで、そうでない方もいるという意見もあって、そんな意見があったので。

(丸田委員長)

そうですね、そこまではいいのでしょうかね。

(事務局)

ただ、ここでいないというのであれば。

(松原委員)

「そうでない方」というのは、病がある方ですよ。

(三國委員)

障がいも入るわけです。

(渡邊委員)

範囲を限定しない方がいいのではないですか、健康だとか病気だとか。だって、様々な状況がある、いろいろな人、誰もが毎日をより健やかに暮らしていくということが私たちの願いなのでよね。

(事務局)

私どもとしては、最初はなかった部分で、一向に構いませんので。

(丸田委員長)

それが委員会の議論のいいところですので、初期の段階で意見があっても。

(事務局)

「健康な方もそうでない方」、「誰もが」というふうなことで。

(渡邊委員)

健康か健康でないかということも、健康の定義というのは何ですかといたら面倒なことになるので、「誰もが毎日」というふうに書いた方が、みんなということだけでいいかと思うのですけれども。

(丸田委員長)

そうですね、課長さん、いかがでしょうか。

(事務局)

誰もが毎日をというふうなことで。

(本村委員)

おっしゃりたいことはよく分かるのですけれどもね。

(丸田委員長)

そうですね。事務局の意向はよく分かるのですが。

(松原委員)

事務局の方が「持病」と書いていただいたおかげで、またこのことに気づけたわけですから、ノーマライゼーションのときに、「障がいがある、なしにかかわらず」というのがあるから、

どうしてもその辺のところはひょっと頭に出てきて、「健康である人もない人も」というふうな表記になるのでしょうか、多分。

(石橋委員)

基本理念のところはかなりうたっているのですが、「誰もが」でシンプルでいいかと思えますけれども。

(丸田委員長)

では、そのような意見ということで受け止めさせていただきたいと思います。

ほかに、お気づきのことなり、修正意見がありましたらお願いいたします。

(石橋委員)

確認させてください。「支えあい」と「助け合う」の「あい」がひらがなと漢字になっている意味は何かあるのですか。

(丸田委員長)

これは表記上のことですが、いかがでしょうか。今おっしゃったのは、基本目標1のところですか。2行目から3行目にかけて、支えあいは「 」でひらがなの表記で「あい」ですし、助け合いになりますと漢字を使っているということで、その辺、意図なり考え方があってそうなっているのでしょうかという質問かと思えます。

(事務局)

大変申し訳ございません。ひらがなが正しいものでございまして、大事なところでございましたが、両方ともひらがなでございます。

(渡邊委員)

では、各区の計画のところも「助け合う」、「支えあう」、バラバラなのですけれども、これは各区だから別に。

(事務局)

これはうちの方から連絡して、直すのか、直さないのかも含めて区の方に。

(松原委員)

同様に、「作り上げる」の「上げる」が漢字か平仮名かというのを再度検討していただければと思います。

(丸田委員長)

今、確認します。同じところの上から3行目から4行目にかけてですが、「また、取り組む「地域」を作り上げていく」という表記のところは漢字になっていますが、それが漢字でいくのか、ひらがなでいくのか。以下同様に基本目標2、基本目標3、それぞれ同じような表記がありますので、確認をいただきながら統一すると。

(渡邊委員)

地域を作るの「作る」は、にんべんの「作る」ではなくて創造の「創」をイメージしているのですか。ひらがなであれば、いろいろなパターンを包含できるので、ひらがなの方がイメージを各自で広げられるのではないのでしょうか。

(丸田委員長)

私は賛成です。いかがでしょう。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。ひらがなに訂正させていただきたいと思います。

(丸田委員長)

ありがとうございます。今のような意見をいただくと、大変事務局としてはうれしいと思います。いかがでしょうか。

では、第3章、ここの内容に関しては、先ほど事務局から説明がありましたように、各区において議論し、決定していることでもありますので、ここで議論することは求められてはおりません。全体構成の整え方ということでご意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

(三國委員)

さっき他の関連計画ということで了解したのですけれども、例えば防災計画とか、そういう関係の団体とおっしゃいましたけれども、一人暮らし、例えば生活保護、それから身寄りがいない者、これが私の統計から聞いた話では、新潟県の半分が新潟市にあると、新潟市の半分が東区と中央の下だと、こういうふうに乗っているのですが、そうするとこれは大きな問題で、私、沼垂と東区みんな知っていますけれども、東区の中で保護課というのがございます。これは皆さん関係あるから申し上げますが、ほかの課の3倍です。そして、それだけの市の財政をぶちこんで、そして国もぶちこんでやっているのです。このその他の関連のところ、それが入っているかどうかを実は聞きたかったのです。いかがでしょうか。あと、みんな出ています。高齢者とか障がい者とか出ていますが、自殺も含めてあるのです。

(事務局)

それはおっしゃるとおりです。他の関連計画の中に。

(三國委員)

関連計画の団体の計画のところ、そういう一人暮らし、身寄りのない者、実は民生委員の高齢者の会長と私がNPOを立ち上げて、「尊厳の会」を立ち上げたのです。これは東京、名古屋、新潟と、新潟はトップなのです。それで立ち上げたのですが、活動は始まっております。そういう中で、そういうところの関連というのはどのものを指しているのかと。

(丸田委員長)

事務局、説明がありましたら。

(事務局)

今、お話がありましたのは、ここの総合計画の中の図の他の関連計画というところで、一人暮らしの方ですとか生活保護の関係はどうなのかというところになりますでしょうか。生活保護の関係について、特化した計画というものはございませんので、このイメージ図でいう他の関連計画の中には、生活保護は入ってこないような形になります。

(三國委員)

各区でも非常にこれは議題にのらないのです。いろいろな問題があるので。区の中では問題に出しているのです。これは行政の立場でどこに入るのかなという、大きな問題なのです。

(事務局)

生活保護そのものは法定受託事務として、基本的には憲法で保障するところの基準以下の収入という人であれば、それは計画ということではなくて、実態として対応するということがありますので、計画を立ててどうするというようなことではないと考えています。この図の中には入っていないということです。

(丸田委員長)

今のようなご意見は、今後事務局の方で新潟市全市が抱える課題の中で、どう取り扱うかというような扱いの方がよろしいかと思しますので、そのようにご検討いただければと思います。

では、第3章の整え方についてご意見がありましたら。

(石橋委員)

12、13 で、用語だけ事務局に簡単にしやすいように、つくる、とりくみ、とりあげるという用語だけきちんともう一回見直して、整理していただければと思います。

(丸田委員長)

では、もう一回確認であります。第3章の16ページから23ページまで、ここの各区の計画の概要についての整え方としては、何かご意見はございませんでしょうか。先ほど各区の課題をどう取り扱うかというのは意見としてはありましたが、この各ページにどう反映させるかということは、今日この場ではなかなか、直ちにコメントをいただけないと思いますので。

(松原委員)

基礎データなのですが、これもいいのですが、グラフとか何かでやったらいい。どこか全部まとめて前に出してもいいと思うのですけれども。

(丸田委員長)

さて、いかがでしょうか。

(事務局)

8区比較できるような形でのグラフ。

(松原委員)

どっちにしても、ひとつの区だけ見ても、多分頭に入らないのではないかと思います。

(丸田委員長)

基礎データは比較できるものはありますので、総合計画の中でもいいデータがありますよね。

(松原委員)

逆にそれを各区の比較があれば、これを全部落としてもいいと思います。

(事務局)

そこは総合計画、携わった方がたくさんいらっしゃいますので、総合計画のときにこの手のデータを全市的に作りましたので、そういう工夫を。

(渡邊委員)

今に関連するのですけれども、最初の1枚目のところに、区の連携とか全体像みたいなもの、基礎データもそうですし、課題をピックアップするのであれば、共通する課題とかというような総括のページ、先ほどもお話がちょっと出ていましたけれども、そこに区を、横に並んでいると、全部見ないと比較がよく分からないですけれども、まとめてあれば、先ほどお話しのように中央区と東区に人口が集中しているのだとか、そういうことが見て分かるようなページを1枚、2枚か分かりませんが、入れていただくと、とても見る側が分かりやすくなると思います。

(丸田委員長)

そうですね。それは意見として承ります。

(石橋委員)

関連して。西区の場合もお願いしたのですけれども、地域がよく分からないので、新潟市に住んだばかりの方とか、これから住む方というふうにならなっていますので、新潟市の地図があって、そこにすると分かりやすいかなと。

(事務局)

ちょっと間に合わなかったのですが、それは入れさせていただきます。

(石橋委員)

お願いします。

(丸田委員長)

ほかに、いかがでしょうか。

では、いったん前に進めさせていただいて、第4章に関する意見がありましたら、お願いい

たします。

ここもなかなか、どうでしょうね。実は現状値があって、今後6年間の計画の中でどう目指していくのかというふうな質をおりこんでしまうと、単なる事業紹介ではなくて施策になってしまうので、敢えて重点施策としないで、いくつかの事業の紹介というふうに止めたのは、事務局なりの意図があってのことだろうと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

こういった形にしたのは、最初の会議の方からお話したように、基本的には各区の課題としてとらえた中で、どういった方向性を目指すのかということでこの計画を考えたという中で、今ここで紹介させていただいたのは、全市的に取り組んでいこうというものを挙げさせていただいたということで、各区の計画なり何なりを誘導するためにここに挙げているということではないということで、こういった表現にさせていただきました。

(渡邊委員)

ほかにもあるということですよ。もし今説明されたとおりであるとしたら、第4章の事業紹介の前段にそのことを説明した方が、こういう事業を各区でも単独で事業はあるけれども、新潟市全体としてはこういう指し示す事業は、こういうものがあるんだよみたいなコメントを入れていただいてからこれがあるといいのではないかなと、もう少し分かりやすくなるのではないかと思います。いきなり事業がボンボンと挙がってきていると分かりづらいので。

(石橋委員)

関連して。普通であれば、事業計画みたいなものは体系図があって、その中のピックアップで紹介して、区がこういうものをやっていますとあると、すんなりいくのですが、唐突にボンと出ていると、全体の何のどういうところで何なのかというのがちょっと分かりづらいとか、かかわっているのである程度分かりますけれども、そうでないと分かりづらいので、分かりやすくここに入っていく手順を入れていただくと、分かりやすいのではないかと。これだけで、これだけしかないみたいなイメージですよ、唐突になると。

(松原委員)

この計画では自助、共助、公助、三つありましたよね。本来、これは社協なり区行政がどういう支援をしていくかというので、その視点だけですよ。支援される側の事業そのものの紹介というのがない。だから、自助、共助、公助それぞれの活動が見えるというのが、この冊子の本来の姿かなと思うのです。

(丸田委員長)

コメントがありましたら、松原先生からのご指摘に対する。

(事務局)

共助については、それぞれの区の中において、現在もコミ協であるとか自治会であるとか、地域福祉計画の事業として自分たちが地域に対してどういったことができるのか、どういったサービスを必要としていて、区でできるのか、それぞれ会合を持ちながら生活の支援であるとか、見守りであるとか、それぞれの中で皆さん進めているところなのです。そういったことで、ここの部分について市全体の中でやっていくのはどうかということで、敢えて共助の部分というのは、具体的な内容は敢えて載せていないところです。

(久住委員)

この福祉計画と4章との関係、これは地域福祉推進のモデルというか、そういう形で挙げたのでしょうか。それとも、こういうのが理想というか、今やっているのはこういうものとか、どういう観点で事業が。

(丸田委員長)

そこは事務局、お願いいたします。

(事務局)

これについては、冒頭に説明させていただきましたが、全市的に展開している地域福祉に関する部分について紹介させていただいたということで、その代表的なものを挙げさせていただいたと。

(久住委員)

それでは、事務局が選んだと。

(事務局)

そうです。あとは、こうしたもののほかに、先ほどいいましたように、共助として地域が一人ひとり、もしくはその地域の中で必要なものは何かというものを考えていただくというのが、その下の各区の計画があつて、その取組があると考えていますので、ここではいわゆるイメージ図になりますけれども、市版の評価するという中で、基本的には全市全区で同じような展開をしている福祉事業を掲げさせていただいたということです。

一つ、6番目の「高齢者を地域で支えるモデル事業」については、今年度からスタートするもので、これはまだ全市的なものではないのですが、今後、全市的にやっていくのと、モデルとして紹介させていただいているというところです。

(丸田委員長)

意見がありましたら。今の趣旨説明はご理解いただけましたか。

(久住委員)

今、「高齢者を地域で支えるモデル事業」というのは、確か27か所。

(事務局)

まだそこまでの話は。具体的な話は出ていないです。

(久住委員)

指定されたのは分かりますけれども。

(事務局)

全区です。

(久住委員)

全区。27。

(丸田委員長)

高齢支援課でモデル事業で指定したのは、もうちょっと多いですね。

(久住委員)

市長を中心に地域ケア推進本部で指定したのが出ているでしょう、それで、実際に40万円の補助金が出ることになったけれども、ほとんど進んでいないわけでしょう、課が違うから別にしても。これがここに出されるというのは、私、こういう感覚で出したのかなと思って。

(事務局)

これは介護保険制度が改正になって。

(久住委員)

分かりますよ。そういう観点も含めて出したということですね。まだこれは本当に緒に就いたというか、27か所のうち、おそらく40万円の予算までいったのは1か所くらいだと思います。

(事務局)

おそらく我々の言っているこれと、40万円の事業。

(久住委員)

モデル事業は進んでいないんですよ。

(事務局)

それとこれとは、ちょっと違うのだらうと思うのです。

(久住委員)

どこが違うのですか。私が言っているのは、高齢者を地域で支えるモデル事業ということをやっているのですよ。じゃあ、あとで。

(事務局)

そうですね。

(渡邊委員)

時間もないので申し訳ないのですけれども、ここについては少し組み替えとか、先ほどお話

しのあった図で、どういうもののためにこれがやられているのかとか、今、久住委員がおっしゃったように、「実施しています」になっているので、「モデル事業を実施する方向です」とかなのか、もしくは、その辺はちょっと分かりませんが、もう一度事務局の方で検証し直して構成を考えていただくということで、あと皆さんご意見があれば、個別にまた事務局の方に言ってきていただいたり、例えば文字の使い方だったり、言葉の説明をしなければ分かりにくい部分等を全体を見回していただいて、補足をしていただくということをやっていたらいいのかなと思います。

ちょっと先へ行って申し訳ないのですが、36 ページのアンケートの調査結果(抜粋)というところに、41 ページの※に「前回調査(平成 20 年実施)より」云々と書いてあるので、ここにもちょっと太字で、前回は平成 20 年に調査を実施しているのだということを入れていただきたいと思うのです。ここを見ただけでは、25 と 20 の比較なのだということが分かったうえで見ていかないと、そのあとのページは全体調査との比較結果だけで、以下同様みたいな感じで 41 が終わっているのです、20 と 25 の対比なのだということを確認していただくと。

(丸田委員長)

後段の意見は、ぜひ、そのようにお願いいたします。前段の意見についてはおっしゃるとおりでありますので、ぜひ、事務局の方で検討いただいて、改めてお示しいただければと思います。

(三國委員)

すみません。地域の茶の間というのが出ましたので、最近の情報を提供します。半年前に NPO 法人を民生委員の高齢者部会の会長と私と立ち上げまして、NPO 法人で小沢辰男さんの記念屋敷ですか、あそこの町内でしたか。だから、中央区の本町市場のあけぼの公園のこっちにマーケットがありますが、そのマーケットの方が商店街の会長で、相談しまして、ぜひやらないかといって見たら、空き店舗があったのでそこに相談したら、お貸ししますよということで、そうしたところが、市の方の予算は全然相手にしなかったのですけれども、社会福祉協議会の方の関係で、赤い羽根募金の配分委員の先生が私のところにまいりました。それで、私が町内会長のときも表彰を受けているものですから話したら、立派なことですねということで、ぜひ、やりましょうということで、赤い羽根募金の最高でございましたか、赤い羽根募金というのは、募金するだけだと思ったら、こういうところにやるのですね。NPO 法人がちょうだいいたしましたして、ちょうだいする式典もありまして、約 280 万円、280 万円くださるということはあるがたいですね。改装しましてきれいにして、什器備品まで全部、テレビまで入れて、それで町内会長、老人クラブ、全部町内会集めましてお笑いをやってと、お笑いもやったので

すが、そういうことをやって立ち上げました。

そして、新潟市はビデオを貸すという話がありまして、どうぞ一つ、映写をやってくださいというので映写をやるということになりまして、毎日あそこへ一人、スタッフを置いて、そして包括さんなどもこういうのができていいですということで、本町市場を中心にして活動を展開している最中でありまして。

(丸田委員長)

ありがとうございました。情報提供いただきました。

(松原委員)

アンケートの36ページの5のところ、「集計表の数字の見方及びコメント」ですが、これはアンケートを実施された専門家のコメントであって、一般市民の方への説明としてはあまりにも専門用語が多すぎると思います。

(丸田委員長)

そうですね。分かりました。そこも市民に分かりやすく。36ページのアラビア数字の5の表記の仕方については、ご検討いただければと思います。

(松原委員)

あと、もう一つ、CSW。これは長すぎてこうなったと思うのですが、ところどころにCSWが出てきて、26ページの冒頭では分かるのですが、あとのページで、突然CSWといっても分からないので、漢字か何か、簡単なことで言えるのであれば変更をお願いします。

(事務局)

では、CSWというアルファベット3文字ではなく、コミュニティソーシャルワーカーと。

(松原委員)

ソーシャルワーカー（支援者）とか、中間支援者とか。

(事務局)

日本語で。

(松原委員)

その方が良いと思います。

(本村委員)

そうですね、私もそうだと思います。

(丸田委員長)

それも検討くださいますか。

(本村委員)

専門用語が多すぎて分かりづらいですね。

(丸田委員長)

当然、後ほど細かなことについてはご意見、事務局に届けていただきますが、皆さんお忙しいですので、今日のこの場面の中で指摘しておかなければいけないことがありましたら、どうぞ。

(石橋委員)

情報ネットワーク共有化というのをうたっていますので、例えば相談機関、どこへというものは、この計画の中には盛り込まないのでしょうか。

(事務局)

具体的にどういうことですか。

(石橋委員)

それぞれの区の連絡場所とか、何かそういう身近な相談機関とか、そういうふうな基本的には相談とかはずいぶん課題があるので、相談機関とか、身近な問題はこういうところへみたいなものがあると、やっぱり情報ネット共有で、ここへ相談しましょうという形が見えてくると、情報を共有化できると思うのです。そのあたりは。

(丸田委員長)

基本目標のところを受けて、現状と課題のようなものがコンパクトにでも書けると、計画書としては大変いいものになるのですが、そこまでは今日議論がなかなかだったので。

(事務局)

他の計画との福祉の分野の特異性もあろうかと思えますけれども、ほかの計画との整合性というか、市が発行している整合性、例えば廃棄物の分野で言えば、廃棄物の計画の中に、廃棄物の窓口はこちらですと基本的には書いていないわけでしたので、一般的には暮らしのガイドで私ども市民の皆さまにご案内させていただいているところなので、もしくはそういった導き方の表現をして、こういう冊子を出していますとかという。

(石橋委員)

あると、地域福祉に密着した相談機関がどこにあるかというのを。社協もあまりよく分からないという方たちが多い中で、そういうのがあると丁寧なのかなと。導きと今言われましたけれども、どこへ行けば情報が得られるというアドバイスじゃないけれども、提示してあげると分かりやすいのかなと。

(事務局)

トピック的に、こういうところに載っていますとかということでしょうか。

(石橋委員)

その程度でいいと思うのです。

(丸田委員長)

それをご検討いただいて。ほかにございますか。副委員長さんからおっしゃっていただいた方がいいのかもしれませんが、私の方から。

各区の計画は、進捗管理と点検評価の運営委員会が各区には置かれているのですが、この全市の計画について進捗管理なり、点検評価をしていくような仕組みを必要とするのか、しないのか。それは敢えて必要としないということであれば、この計画の中におり込む必要はないのでしょうけれども、やはり全市的な計画を立てた以上は、各区の計画の実施状況を踏まえながら、全市的な課題を解決しているかどうかをある程度P D C Aのものの考え方で、点検評価していける体制があって然るべきかなと思うのですが。

(本村委員)

あるといいと思いますね。区との関係もありますので、その辺のところを調整されて、2年ごとがいいのか、ちょうど6年なので3年目の中間がいいのかという、その辺のところもあるかと思いますが、そういう計画を立てたことに対して、時代とともに生活様式も変わりますので、やっぱり私もあった方がいいかなと、あった方がいいというのは、ある方が。

(丸田委員長)

コメントがありましたら、お願いします。

(事務局)

たしかに言われるように、点検評価というのは必要だということで、3月にお配りしたときには、そういった項目も実はあったのです。ただ、いろいろ内部で話を進めていく中で、当然、具体的には区の方で計画と取組を目標立ててやっていくという中で、区の方は当然評価をやるという形になっています。我々としては、ここの中では、具体的に目標を設定するのがいいのかどうかというのが、まずあります。点検評価していくうえにおいては、やはり指標的なものを作らないと、逆に言えば、点検は難しいのかなというふうに考えているなかで、敢えて今の段階では、従来から説明しておりますけれども、本庁の方で目標を設定して、各区がこれに向けて取り組むのだというふうな計画の作りではありませんので、今の段階では、具体的な点検評価というのは考えていないという。それで、今回、落とさせていただいたところなのですが、ただ、6年あるなかで、そういった区の評価を見ながら見直しが必要なのであれば、その際に考えていくというのが、現実的な対応になるのではないかとこのように考えています。

(本村委員)

評価というよりも、この事業の計画の方向性の軌道修正みたいなものが、やっぱり3年というスパンになると結構大きい、6年このままということはあり得ないだろうと思いますので、そういう意味での事業実施について見直すというか、そういうのがあった方が。

(事務局)

今申し上げたように、区の方の評価を見ながら、その必要性については考えていくのが一番
適当ではないかと思えます。

(丸田委員長)

その辺は、計画全体の構成の中に、分量的には少しであったとしても、説明なりがあればい
いのかなと思えますので、どうぞご検討いただければと思えます。

(石橋委員)

この概要版みたいなものの作成予定とか何かありますか。

(事務局)

あります。

(石橋委員)

そのとき、いろいろな方たちが見られるので、ぜひ、分かりやすい大きな文字で、ふりがな
を振ってみたい配慮をしていただきたいと思えます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

実はまだ意見が出尽くしてはいないのですが、先ほど渡邊委員からもアドバイスがありまし
たように、ご発言が少なかった方におかれては、お気づきの点、それから修正が必要なこと
については、事務局の方へお届けをいただければと思えます。それらを踏まえて、次の手続きに
進めていただければと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私の役割はここでご勘弁いただいて、事務局の方へお返しいたします。お願いい
たします。

(事務局)

本日は、どうもありがとうございました。

今日いただいた意見は、また我々で検討させていただきまして、どういった形にすればとい
うのを委員長の方と相談して、お送りする形になるのか、また、こういった会合を開かせてい
ただくのかというようなことも含めて、今日の結果を説明させていただきたいと思えます。

それを踏まえて、今後、パブリックコメント等に、協議会の報告からパブリックコメントへ
と進めていきたいと思えます。本日は、どうもありがとうございました。